

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 28 年 1 月 12 日 (火) 第 8 7 6 4 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

目 次

◇ 告 示	選挙管理委員会の招集 (17) (地域振興課) 2 身体障害者福祉法による医師の指定 (18) (障がい福祉課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (19) (通商物流課) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (20) (西部総合事務所地域振興局) 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 3 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 5 落札者の決定 (病院局総務課) 7 随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第17号

平成 28 年第 1 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年 1 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日時 平成 28 年 1 月 19 日（火） 午後 3 時 30 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について
 - (2) その他

鳥取県告示第18号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第17号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害 音声言語機能障害	麻木 俊宏	鳥取市尚徳町 117 鳥取赤十字病院
呼吸器・感染症内科	呼吸器機能障害	加藤 和宏	米子市皆生新田一丁目 8 - 1 独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院
呼吸器内科	〃	富田 桂公	米子市車尾四丁目 17 - 1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
外科	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	安宅 正幸	米子市両三柳 1880 医療法人同愛会 博愛病院
神経内科	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	足立 正	米子市西町 36 - 1 鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第19号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成28年 1 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務審査会	平成28年度の鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年 1 月 12 日 から同年 3 月 31 日まで	通商物流課

鳥取県告示第20号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年1月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
毎川 秀巳
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町法勝寺377-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、人口の減少や経済規模の縮小により活力の低下が懸念される地域に対し、移住や定住を促進する事業、空き家等の遊休施設を利活用する事業、職業を町民又は移住者にあっせんし紹介する事業及び里山の魅力を広く発信する事業等を行い、地域の活力増進に寄与することを目的とする。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年1月12日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

- 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年2月16日 午前10時から午後 3時まで	岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年2月23日 午前10時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃

- 3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作

- (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年1月12日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成 28 年 2 月 12 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 2 階 執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
	平成 28 年 2 月 19 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月12日

鳥取県立鳥取商業高等学校長 坂 林 豊 人

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立鳥取商業高等学校ワープロ室ほか2室パソコン等賃貸借 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 納入期限

平成28年3月30日（水）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年1月21日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成28年1月12日から同年2月22日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成28年1月12日から同年2月22日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を所有し（平成28年1月12日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービ

スを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから 2 時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

(6) この公告に示した物品と同程度の機能を有すると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月 4 日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

(7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取商業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北二丁目401

鳥取県立鳥取商業高等学校

電話 0857-28-0156

電子メール torisyo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成28年1月12日（火）から同年2月4日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年2月22日（月）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日（金）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年2月4日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers

(2) February 4, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) February 22, 2016 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(February 19, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural School of Commerce 2-401 Koyamacho Kita

Tottori-shi Tottori 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-0156

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月12日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立中央病院及び鳥取県立厚生病院における診療材料等調達及び管理業務一式
2 契 約 方 式	総合評価一般競争入札
3 落 札 日	平成27年11月16日
4 落札者の名称及び所在地	エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南二丁目16-1
5 落 札 金 額	68,688,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成27年9月18日

- 7 落 札 方 式 総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県病院局総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月12日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種及び第三種中間検査に係る整備及び修繕一式
2 契 約 方 式 随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年12月18日
4 契約の相手方の名称及び所在地 サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目5-1
5 契 約 金 額 100,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町925